

募集広告・旅行条件書(説明書面)作成例

【募集広告の作成例】

⑧ 中尊寺と十和田・角館・松島 3日間

⑬ 旅行代金: 68,800円～77,800円

⑨ 出発日: 9月 ⑨・10・14・16・18・21・23・27・29・30日

10月1～4・5・6～8・(10)・(11)日

(無印は68,800円・○印は72,800円・□印は73,800円・()印は77,800円)

⑨⑩ 日程: ①羽田(8:00)→青森=奥入瀬渓流散策=休屋～(十和田湖遊覧)～休屋=十和田湖畔(泊)

⑪⑫ ②十和田湖畔=八幡平山頂=田沢湖=角館=つなぎ温泉(泊)

③つなぎ温泉=中尊寺=松島～(松島遊覧)～塩釜=仙台～東京(21:30)

【+ : 航空機 = : 貸切バス ~ : 遊覧船 - : 新幹線】

⑳ 航空会社: 日本航空又は全日空

㉑ 宿泊: 十和田湖畔: ○×旅館又は同等クラス、つなぎ温泉: △△旅館

㉒ 食事: 朝食2回・昼食3回・夕食2回

㉓ 貸切バス会社: ○○○観光バス又は▲▲▲▲自動車

㉔ 添乗員: 添乗員が同行します。

㉕ 最少催行人員: ○名

㉖ 詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上、お申し込みください。

(この募集広告は、旅行業法第12条の4に定めた「取引条件説明書面」の一部です)



㉗ 旅行企画・実施: 東京都知事登録旅行業第2-○○号
○○トラベル株式会社

東京都中央区京橋……………

(一社)全国旅行業協会正会員

営業日・営業時間(月)～(金)10:00～18:00

㉘ 受託販売: 東京都知事登録旅行業第3-□□号

□□観光株式会社

東京都港区虎ノ門……………

お問い合わせ・お申込先 03-○○○○-○○○○

(一社)全国旅行業協会 正会員

営業日・営業時間(月)～(金)10:00～18:00

＜作成にあたっての留意点＞

㉗ 第3種・地域限定旅行業者が実施する募集型企画旅行の場合

【募集広告・取引条件説明書面(旅行条件書)共通】

旅行が実施できる区域を以下のように企画旅行業者の名称に近接して表示・記載。

《表示・記載例: 静岡市にある第3種旅行業者の場合》

旅行企画・実施: 静岡県知事登録第3-○○号

三保の松原トラベル(株) 清水営業所

静岡県静岡市清水区○○ □丁目□番□号

(一社)全国旅行業協会 正会員

＜募集型企画旅行実施可能区域＞ 令和元年6月1日現在

静岡市・富士市・藤枝市・焼津市・川根本町・富士宮市・島田市・伊豆市

山梨県/南アルプス市・早川町・身延町・南部町

長野県/飯田市・伊那市・大鹿村

㉘ 受託旅行業者等の文字の大きさ

【募集広告・取引条件説明書面共通】

受託旅行業者の氏名又は名称(△△ツウリスト)は、旅行企画・実施旅行業者の氏名又は名称(○○トラベル)より大きく、あるいは強調した表示はできない。(模式図参照)

《活字の大きさの模式図》

【企画旅行業者】 【受託旅行業者】 【旅行業者代理業者】

○○トラベル ≧ △△ツウリスト > □□観光

㉙ 取引条件の説明を行う旨

【募集広告】

契約の締結前に「取引条件説明書面」を交付する旨を表示。

*「募集広告」に「取引条件説明書面」の表示事項が網羅されていない場合は、表示不要。

㉚ 旅行代金

【募集広告・取引条件説明書面共通】

「旅行代金」と表示・記載。

*「旅行費用」、「参加費」等の表示・記載は不可。

㉛ 最高旅行代金と最低旅行代金

【募集広告・取引条件説明書面共通】

同一コースで出発日により旅行代金異なる場合で、最低額と最高額を表示・記載するときは、どちらも同じ文字の様式(大きさ、書体、色及び太さ等)で表示・記載。

㉜ 運送機関(航空会社・鉄道会社等)

【募集広告】

運送機関の「種類のみ」で可(例:「航空機」、「鉄道」、「船舶」等)。航空会社名を表示する場合は、【取引条件説明書面】の規定に準じる。

【取引条件説明書面】

運送機関の名称又は複数会社の限定列記(例:「A航空、B航空又はC航空」)。

*「A航空、B航空他」、「日系又はアジア系航空会社」の記載は不可。

㉝ 貸切バス会社(国内募集型企画旅行のみ)

【募集広告】

貸切バス会社の名称又は複数バス会社の限定列記(例:「A社、B社又はC社」)。

*「A社、B社又は同等クラス」の表示は可能だが、別途「貸切バス会社リスト」を作成し閲覧可能な状態(書面又はウェブサイト)に置く必要がある。(同等クラス以外のバス会社は「同等」の表示不可)。

【取引条件説明書面】

貸切バス会社の名称又は複数バス会社の限定列記(例:「A社、B社又はC社」)。

*「A社、B社又は同等クラス」の記載は可能だが、別途「貸切バス会社リスト」を作成し記載するか、「別紙」にて交付要(同等クラス以外のバス会社は「同等」の記載不可)。

*【募集広告】と【取引条件説明書面】にて貸切バス会社を特定できない場合は、「旅行開始日前日まで」に確定した「貸切バス会社名」を旅行者に交付要。

㉞ 宿泊機関(ホテル・旅館等)

【募集広告】

宿泊機関の「種類のみ」で可(例:「ホテル」、「旅館」、「民宿」、「ペンション」、「コンドミニウム」、「特区民泊」、「届出住宅」等)。

宿泊機関の名称を表示する場合には、「Aホテル又は同等クラス」の表示も可。

【取引条件説明書面】

宿泊機関の名称又は複数機関の限定列記(例:「Aホテル、Bホテル又はCホテル」)。

*「ホテル」、「旅館」以外は「種類」のみの記載で可。

*「Aホテル又は同等クラス」や「Aホテル等」の記載不可。

*「当社Bグレード以上のホテル」のように記載する場合は、「Bグレード」以上の各社が定めた「ホテルグレード」と「ホテル名称」を限定列記した「ホテルリスト」を併せて記載。

㉟ 最少催行人員

【募集広告・取引条件説明書面共通】

最少催行人員を設ける場合は、最少催行人員を表示・記載。

*表示・記載していない場合は、申込者が1名であっても旅行を実施しなければならない。

㊱ 旅程管理業務を行う者(添乗員)

【募集広告・取引条件説明書面共通】

添乗員が区間を区切って同行する場合は、同行する区間を明示。

【適切な表示・記載例】

・添乗員は、○○から●●まで同行します(△から▲までは同行しません)。

・添乗員は同行しません。ただし、○○名以上の参加があった場合は同行します。

【不適切な表示・記載例】

・○○名以上の参加者があった場合に添乗員が同行します。

